

WOAH コードをめぐる状況やわが国における取り組みについて



公益社団法人畜産技術協会 常務理事 八木 淳公

1 アニマルウェルフェア(AW)の定義

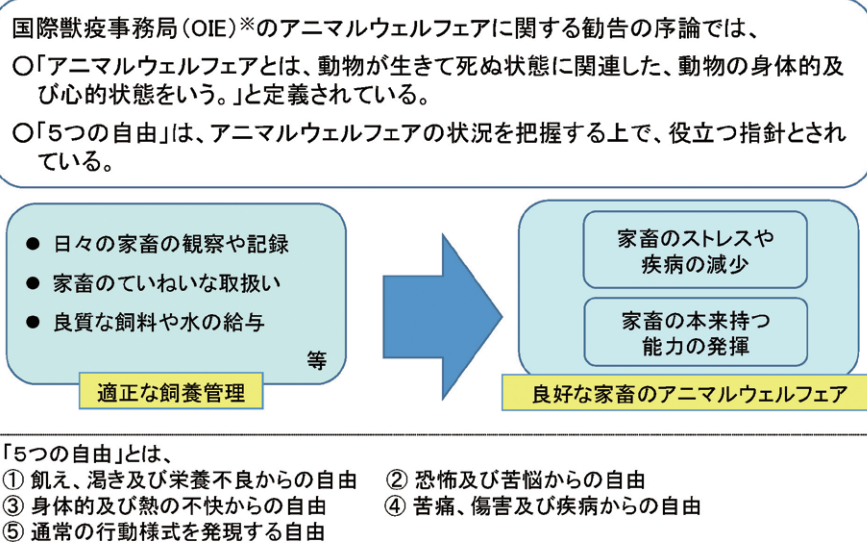
AWの国際基準の策定などを行っている国際獣疫事務局(WOAH)では、AWを「動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的および心的状態をいう」と定義しています(図1)。また、AWの状況を把握する上で役立つ指標として「5つの自由」(1) 飢え、渇きおよび栄養不良からの自由(2) 恐怖および苦悩からの自由(3) 身体的および熱の不快からの自由(4) 苦痛、傷害および疾病からの自由(5) 通常の行動様式を発現する自由—を挙げています。

定義の表現を少し説明すると、AWは「動物の状態」で、動物にとってより良いAWを提供するためには「動物を飼育している間や安楽殺

等を行う際には、身体的にも心理的にも良い状態になるよう配慮する」ことが必要とされるといった意味になります。

わが国では、2009年に当協会が作成した「AWの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の中で、AWを「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義して、主に畜産関係者を対象に普及を進めてきました。また、23年7月に農林水産省畜産局が「家畜の飼養管理等に関する技術的な指針」(以下「技術的な指針」という)を発出した際に、通知文書の中で、AWの考え方に対応した飼養管理における一般原則として、「AWの考え方に対応した飼養管理とは、我が国の高温多湿な気候、和牛や地鶏などの固有の家畜の特性にも適合しながら、家畜に快適な環境を整え、家畜

図1 家畜のアニマルウェルフェアとは



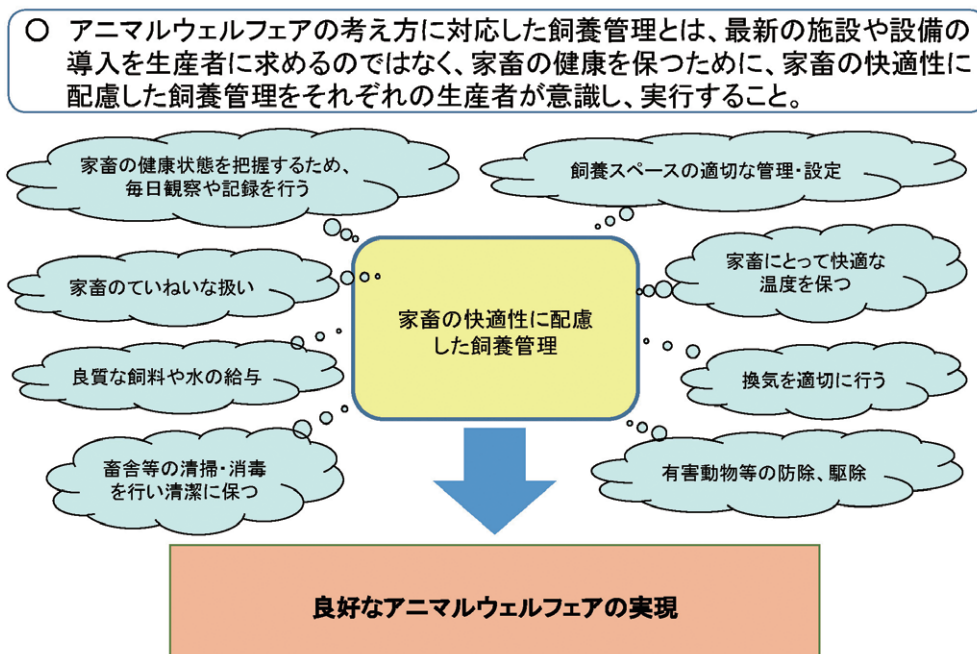
※我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関

資料：農林水産省「アニマルウェルフェアに関する新たな国の指針について」

の健康を維持するために、家畜の飼養者がAWの原則である「5つの自由」を理解し、日々の観察や記録、丁寧な取り扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、弛まぬ努力と改善

を行うことであり、特定の施設や設備を整備することのみで達成されるものではないことを関係者が十分認識し、その推進を図っていく必要がある」とAWの考え方を記載しています（図2）。

図2 AWの考え方に対応した飼養管理のポイント



資料：農林水産省「アニマルウェルフェアに関する新たな国の指針について」

2 国際基準「WOAHコード（陸生動物衛生規約）」について

WOAHでは、動物の健康とウェルフェア（福祉）の間には重大な関連性があるということで、科学に基づきAWを向上させることを目的として、2002年からAWに関する検討を始めました。

国際基準となるWOAHコードは、毎年5月に開催される総会でコード案が採択にかけられ、3分の2以上の支持が得られた場合に採択されます。総会に付議されるコード案の作成手順は、（1）少人数の専門家グループで素案を作成（2）それを基に専門委員会が原案を作成（3）加盟国に原案の意見照会（4）提出された意見を基に修正（5）最終案の作成—とされています。

これまでに、動物の輸送・と畜、疾病の管理

を目的とした動物の殺処分、肉用牛・ブロイラー・乳用牛・役用馬・豚のAWに関するコードなどが採択されています。しかし、採卵鶏は2021年の総会で、バタリーケージを含む多様な飼養方式を認めた上で、砂浴び区域、営巣区域、止まり木などの付帯設備を設置する場合の留意事項が示されたコード案が採択にかけられましたが、加盟国間の意見の隔たりが大きく不採択となり、以降、進展がない状況です（図3）。

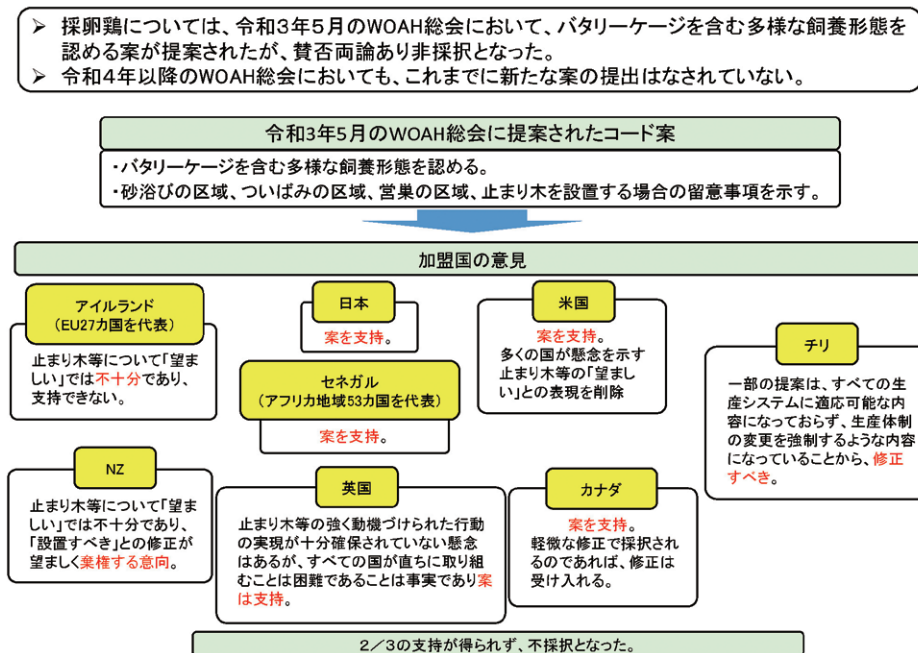
採卵鶏に限らず、WOAHコードでは、飼養方式に関して「牛を繋がない場合には、最低でも牛が横臥・起立でき、通常の姿勢を維持し、毛繕いできるようにすべきである」「経産豚および未經産豚は、他の豚と同様に社会的な生物であり、群で生活することを好むため、妊娠した雌豚や未經産雌豚はなるべく群で飼われるものとする」などと記載されており、

基本的には多様な飼養方式を認めた上で、AWを向上させるための留意事項が示されています。

なお、国際基準であるWOAHコードでは多様な飼養方式を認めています、EUにおける

AW基準では、採卵鶏の「バタリーケージの使用禁止」や豚の「種付4週間後から分娩予定日1週間前までのストール飼育の禁止」など一定の飼養方式を禁止する項目が含まれており考え方に違いがあるのが現状です（図4）。

図3 採卵鶏のWOAHコード案の状況



資料：農林水産省「アニマルウェルフェアに関する新たな国の指針について」

図4 採卵鶏の飼養形態および主要国の規制の状況

【バタリーケージ】



- ・健康状態や産卵状況の確認等の個体管理が行いやすい。
- ・闘争行動が軽減され、事故の発生等が生じにくい。
- ・鶏と排せつ物との接触が少なく衛生的。
- ・止まり木や営巣の区域などが設置されていないため、通常の行動様式を発現する自由は制限される。

【エンリッチドケージ】



- ・止まり木や営巣の区域などが設置され、通常の行動様式が発現されやすい。
- ・ケージ当たりの羽数が増えることで、つつき等の闘争行動が生じやすい。

【多段式平飼い方式】



- ・止まり木や営巣の区域などが設置され、通常の行動様式が発現されやすい。
- ・つつき等の闘争行動が生じやすい。
- ・破卵が生じやすく、鶏卵の品質管理に留意する必要がある。

WOAHコード (令和3年5月案)	○	○	○	ケージ飼いの割合 ※4
米国	○(一部の州は× ※1)	○(一部の州は× ※2)	○	72.2%
フランス	×	○	○	36.0%
ドイツ	×	○ ※3	○	5.5%
日本	○	○	○	94.3%
メキシコ	○	○	○	99.6%

※1：アリゾナ州、カルフォルニア州、コロラド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネバダ州、オハイオ州、オレゴン州、ワシントン州、ロードアイランド州、ユタ州。
 ※2：アリゾナ州、カルフォルニア州、コロラド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネバダ州、オレゴン州、ワシントン州、ロードアイランド州、ユタ州。
 (将来的な規制を含む。)
 ※3：2025年に禁止予定 ※4：民間団体 (IEG) による2021年の調査

資料：農林水産省「アニマルウェルフェアに関する新たな国の指針について」

3 国内におけるAWの動向

近年、AWは畜産における世界的な課題として注目され、SDGs（持続可能な開発目標）の実現にも関わる重要な課題として認識されています。わが国でも、2021年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」の中で、高い生産性と両立する持続的生産体系への転換に向けた具体的な取り組みとして「科学的知見を踏まえたAWの向上を図るための技術的な対応の開発・普及」を図るとされており、AWは持続可能性に配慮した飼養管理への取り組みや畜産物の輸出拡大などを推進するための重要な要因として挙げられています。

そのような中、農林水産省は「技術的な指針」を発出し、畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応などの国際的な動向を踏まえ、国際基準であるWOAHコードにより示されるAWの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知しました。

技術的な指針では、各畜種の飼養管理などについて「実施が推奨される事項」と「将来的に実施が推奨される事項」を明確にしており、今後は実施状況を国がモニタリングすることや、その結果を踏まえて「実施が推奨される事項」の達成目標年次を設定し、可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、AWの普及・推進を加速化させる方針を示しています。

技術的な指針は法律に基づくものではないため、罰則などはありませんが、今後、畜産経営を行う上でAWの考え方に対応した飼養管理に関する取り組みを推進することがとても重要となります。

4 農場におけるAWの取り組みを推進するために必要なこと

わが国で日常的に行われている家畜の飼養管理と、農林水産省の技術的な指針やAWの基本概念である「5つの自由」を照らし合わせると、農場で当たり前のように行っている「適正な飼養管理」や「衛生対策」もAWの一部であり、すでに多くの農場がAWに取り組んでいることが分かります。

しかし、AWの話題になると、実際はほとんどの農家がAWに取り組んでいるにもかかわらず、畜産関係者でもケージの禁止や放牧などを思い浮かべ、取り組んでいないと誤解する人が多いのも現状です。消費者や流通業者などからAWに関する質問があった際に、畜産関係者がAWを誤解してAWの取り組みを行っていないと説明すると、農場では何も取り組んでいないと評価されてしまうため注意が必要です。

次に、農場での具体的な取り組みとして最初に必要なのは、AWの取り組み状況を確認することです。技術的な指針の参考資料にあるチェックリストを活用して、農場で「できている項目」「できていない項目」を把握することも一つの方法です（図5）。

さらにAWの取り組みを進めるためには、「できていない項目」について、獣医師などの専門家の意見を聞き、どのような問題が解決できれば対応が可能になるかを整理することです。対応が比較的簡単なものから取り組みを進め、対応が難しい項目については、農場としての今後の方針などを検討しておくことも取り組みの一つとなります。

AWへの関心が高まる中、今後は消費・流通の側にも畜産におけるAWの取り組みを説明し、理解を求めながらAWを推進していく必要があります。そのためには、畜産関係者が畜産におけるAWの考え方を理解して、実際には

多く農場がすでにAWに取り組んでいるという
共通の意識を持ち、AWのことを適切に説明で
きるようにしておくことが重要となります。

【プロフィール】

1997年麻布大学獣医学部環境畜産学科卒、民間会社に勤務
後、2000年に社団法人日本^{めんよう}綿羊協会に勤務。03年から組織
統合により社団法人畜産技術協会で勤務。04年からAW関連
業務に従事し、飼養管理指針の作成やAWの普及などを行って
きた。

図5 「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト（一部抜粋）

農林水産省畜産局畜産振興課
令和5年7月26日（第1版）

記入日： 年 月 日
記入者： _____

「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」に関するチェックリスト

このチェックリストは、「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」のうち、アニマルウェルフェアの考え方を満たす飼養管理のために必要な項目である【実施が推奨される事項】を抜粋し、農場内での飼養管理がアニマルウェルフェアの考え方に対応しているかどうかを定期的にチェックしていただくために作成したものです。

現在、既に行っていれば「はい」に、行っていない場合は「いいえ」に印を付けてください。「いいえ」である項目については、改善のための検討等を行っていただき、牛にとって快適な状態の提供に向けて改善を進めていただくことが必要となります。

1つのチェック項目の中に複数の実施事項がある場合、全て既に行っている場合のみ「はい」に印を付けてください。

なお、設問等の内容で御不明な点がある場合は、指針の本文を御参照ください。

第1 管理方法

1 観察・記録

チェック項目	はい	いいえ
① 1日1回以上、飼養環境や健康状態の悪化の兆候がないかを確認していますか。（例：牛の体調、採食や反芻の状態、損傷や跛行の発生状況、休息の状況、行動等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 飼養管理に関する記録（日誌や報告書等）を毎日つけていますか（例：牛の健康状態、疾病及び事故の発生の有無並びにその原因、繁殖記録、飼料の給与量、気温等）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 牛の取扱い

チェック項目	はい	いいえ
① 牛に不要なストレスを与える突発的な行動や、手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取り扱っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 牛を取り扱う際に使用する道具は、牛に不要な痛みを与える可能性のあるものを使用しないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 除角（実施している場合はお答えください 該当しない □）

チェック項目	はい	いいえ
① 除角は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択していますか。また、必要に応じて獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 除角は、触ると角が分かるようになる時期以降で、角が未発達な時期（遅くとも生後2か月以内）に行うか、角が発達後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

資料：農林水産省作成